

「選択的夫婦別姓制度の法制化の是非について国会で議論すること」を求める意見書

日本は男女平等ランキングで世界153カ国中、121位と、大幅に世界から遅れをとっている。世界で夫婦同姓を法律で義務付けている国は日本だけであり、国連女性差別撤廃委員会が繰り返し勧告している「選択的夫婦別姓制度の民法改正」は、ジェンダー平等社会の実現には不可欠の課題となっている。

夫婦の姓をめぐる環境は大きく変化しており、平均初婚年齢は年々上昇し、現在では30歳前後となっており男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多くなっている。改姓時に必要な事務手続きは民法制定当時より年々増え、戸籍姓でのキャリア継続を望むために事実婚を選ぶ夫婦も少なくない。

こうした中、選択的夫婦別姓制度の導入は、改姓を望まない男女が不利益を受けないで結婚でき、男女が共に活躍できる社会の実現につながるともいわれている一方、現行の風習が変わることによる社会的影響等も懸念されている。国民の間には様々な意見が存在するものの、直近の世論調査によれば国民の7割が賛成していることから、本制度への理解が着実に広がっている。

よって、高砂市議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化の是非について、国会で議論いただくよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年（令和3年）3月25日

高砂市議会